

宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・  
実施設計業務事業者選定実施要領

平成28年3月

宇 佐 市

## 目次

I	プロポーザル実施要領	3
II	参加表明書作成要領	9
III	技術提案書作成要領	14
IV	プロポーザルのスケジュール	18
V	配布資料一覧	19

## I プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

戦後70年が経過し、戦争の記憶が風化しようとしている。

宇佐市には、かつての戦争により、多くの命が犠牲になったことをはじめ、歴史を今に伝える遺構が数多く現存している。

昨年度策定した「宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画」では、宇佐市平和ミュージアム（仮称）は、資料館と遺構群で構成し、近現代における戦争の歴史を明らかにするとともに、多くの人々に「平和の大切さと命の尊さ」について考える機会を提供することを目的としている。

平和ミュージアム（仮称）の資料館建設事業については、基本構想・基本計画に基づいた設計を行い、同時に市民及び行政の考え方に柔軟に対応できる豊富な実績と確かな技術力をもった事業者を選ぶことが重要となる。

以上のことから、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・実施設計業務の事業者選定を実施する。

### 2. 業務の概要

(1) 業務委託名 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容

①基本設計業務

宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設工事及びそれに付帯する外構工事を含んだ基本設計業務及びその他業務

②実施設計業務

宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設工事及びそれに付帯する外構工事を含んだ実施設計業務及びその他業務

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年3月15日まで

ただし、詳細な業務履行期間については、契約締結時に決定する。

(4) 全体事業スケジュール（今回はアのみの業務委託）

ア 建築基本設計及び実施設計

契約締結の翌日から平成30年3月15日まで

ただし、基本設計は、契約締結の翌日から平成29年3月末日まで、  
実施設計は、平成29年4月1日から平成30年3月15日までとする。

イ 展示基本設計

平成27年9月4日から平成29年3月20日まで

ウ 展示実施設計（予定）

平成29年4月から平成30年3月末日まで

エ 建設工事（予定）

平成30年4月から平成32年3月15日まで

オ 地中熱事業化計画（予定）

環境省「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」による地中熱を利用した事業化計画を平成28年度に策定予定である。

ただし、提案書類等に地中熱の事業化計画に関することを記載しても構わないが、計画そのものとの関係を求めるものではない。

(5) 敷地条件

- ①事業地 大分県宇佐市大字城井  
城井1号掩体壕の東側と南側に隣接した区域
- ②計画区域 22,697㎡（用地交渉中）
- ③都市計画 都市計画域内（用途区域外）
- ④現況 水田

(6) 規模

- ①建物 延床面積 3,500㎡程度
- ②駐車場 面積 5,800㎡程度
- ③その他 その他の部分については、公園的整備を行うものとする。

(7) 概算事業費 13億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（外構工事含む、工事監理、展示工事は含まない。）

※この要領の概算事業費については、平成30年度以降の予算成立後に確定するものである。従って成立した予算の額に応じて事業費の規模等の変更が生じる場合等がある。

(8) 計画概要 「宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画」等による。

(9) 留意事項 特記仕様書を参照のこと。

### 3. プロポーザル実施上の資格要件

(1) 参加表明書等を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する単体企業とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②「宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札について（平成17年宇佐市告示第103号）」に基づき認定（有効期限：平成27年4月23日から平成29年3月31日）を受けている者、又は、建設コンサルタント等の平成28年度競争入札参加申請を大分県と宇佐市に申請している場合は、同等の書類一件の書類を提出できる者であること。
- ③公告日現在において、大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）又は宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者

- に対する指名停止等の措置要領（平成17年3月31日告示第106号）の定めにより指名停止の措置を受けている、又は受けるもの受けることが明らかである者でないこと。
- ④宇佐市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第13号）第2条第1号及び第2号に該当しない者であること。
  - ⑤建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ⑥日本国内で、平成13年4月1日から平成28年3月31日までに設計業務が完了する博物館（美術館、図書館、資料館等を含む。）で、延床面積2,500㎡以上の施設の新築又は増築に係る設計業務（設計意図伝達業務（平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号による。）を除く。）を元請として行った実績を有すること（設計共同企業体による実績は、出資比率30%以上の実績に限る。）。
  - ⑦上記⑥に該当する業務を元請として行った実績（当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わった者に限る。）を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
  - ⑧公告日現在において、手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - ⑨公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き（更生手続開始の申し立て以後の手続きをいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（再生手続開始の申し立て以後の手続きをいう。）が係属中である者でないこと。
  - ⑩公告日現在において、民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けている者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が状態として行われているものと認められる者でないこと。
  - ⑪公告日現在において、民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
  - ⑫国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

## （2）技術者の配置

- ①管理技術者並びに意匠、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。管理技術者とは、業務の管理及び統括を行い、主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。
- ②管理技術者、意匠設計主任技術者は、参加表明書等の提出時点において一級建築士の資格を有すること。
- ③管理技術者並びに意匠主任技術者については、参加表明書等提出日以前3か月以上、参加者と直接的な雇用関係を有すること。

- ④管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は他の主任技術者を兼任してはならない。
- ⑤意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力事務所を加えることができる。

(3) 失格になる場合

- ①参加表明書等及び技術提案書（以下「提案書類等」という。）の提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- ②提案書類等の作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- ③提案書類等記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④提案書類等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦本件公告後、審査会委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ⑧参加資格審査の結果通知より参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合又は本要領に定める参加資格及び参加要件を満たさなくなった場合
- ⑨建設コンサルタント等の平成28年度競争入札参加申請を大分県と宇佐市に申請している場合においては、宇佐市に同等の書類一件の書類を提出したが、大分県入札参加資格者名簿に登載されなかった場合
- ⑩「宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画」の策定業務委託を受託した事業者に対して、業務上の支援等を求めた場合。

#### 4. 審査方法

- (1) 受託候補者の選考に当たっては、宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築設計事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において審査を行う。  
なお、選定審査会の委員については、審査における公平性を確保するため、プロポーザルの審査終了後に公表することとする。
- (2) 本業務の受託候補者の選定は、基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領（以下「選定実施要領」という。）に基づいて一次審査及び二次審査を行い、二次審査の評価点が高い提案者から最優秀者、優秀者を選定し、選定結果は、全ての応募者へ文書で通知する。
- (3) 一次審査
  - ①提出された参加表明書等を主観審査（審査要領に基づき審査委員が各自評価を行い、それをもとに選定審査会で審議する。）及び客観審査（提出された参加表明書等又は技術提案書を審査要領に基づき事務局が採点し、それをもとに選定審査会で審議する。）し、両審査の評価の合計が高い上位から二次審査の対象者として5者程度を選

定する。

- ②一次審査の結果は、平成28年4月18日（月）の午後5時までに宇佐市ホームページで公表する。また、二次審査の対象となる参加者については、文書及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては一切受けない。

(4) 二次審査

- ①提出された技術提案書を、公開のプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）を経て、評価項目ごとに主観審査及び客観審査を行う。  
プレゼン等説明者は、プレゼン等の説明を行う時間を除き、同会場の入場を制限する。なお、二次審査の提案者に関係する者も同様とする。
- ②プレゼン等の説明者は、管理技術者及び主任技術者とする。
- ③プレゼン等の説明する者は、様式2に記載されている6名以内とする。

## 5. 関係資料の配布

- (1) 公告及びプロポーザルの選定実施要領は宇佐市のホームページに掲載する。

宇佐市ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp/>

- (2) そのほか参加表明書等の作成に必要な資料を希望する場合は、次の通り配布する。

①期間

平成28年3月16日（水）から平成28年4月7日（木）までの午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

②配布場所

宇佐市教育委員会社会教育課平和ミュージアム建設準備室

住 所 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030-1

電 話 0978-32-1111（内線695、696）

③配布方法

記録媒体（CD-RW又はDVD-RW）を持参又は郵送すること。郵送の場合は事務局あてに返信用封筒（定形外角2の大きさで690円の切手を貼り付けたもの。）を同封して請求すること。

## 6. 委託契約

- (1) 市は、選定審査会で選定された最優秀者との間で契約交渉を行う。

ただし、本要領及び見積書、技術提案書等を基に契約内容についての協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。また、受託候補者であることを通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、優秀者に選定された者が、宇佐市と協議を行う。

- (2) 設計委託料（契約額）の上限は、67,209千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

- (3) 契約手続き及び契約書は、宇佐市契約事務規則（平成17年3月宇佐市規則第34号）の

定めるところによる。

- (4) 本業務は、債務負担案件業務である。債務負担の割合は、平成28年度基本設計30%、平成29年度実施設計70%とし、年度毎に成果物を提出することを要する。

## 7. その他

- (1) プロポーザルに参加することにより生じる費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語、通貨単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）に定める単位に限る。
- (3) 要求した内容以外の書類及び図面等については受理しない。
- (4) 提出された提案書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書類等の著作権は提出者に帰属する。
- (6) 提出された提案書類等は、本件手続き以外に提出者に無断で使用又は公表しない。
- (7) 提出された提案書類等は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出後における提案書類等の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (9) 提案書類等の提出は、1提出者につき1提案とする。
- (10) 参加表明書等に記載された管理技術者及び各主任技術者は原則として変更できない。  
ただし、死亡、退職及び病休等極めて特別の理由があると認められ、かつ、宇佐市から変更後の技術者の資格及び業務実績等が配置予定技術者と同等以上であると認められた場合はこの限りではない。
- (11) 本プロポーザルで宇佐市が配布する資料は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (12) 技術提案の内容は、計画について優れた考え方や高度な技術力を持つ事業者を選定するための案であり、設計業務の実施過程において、協議等により計画条件、外観等が変更されることがある。

## 8. 事務局

宇佐市教育委員会社会教育課平和ミュージアム建設準備室

住 所 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030-1

電 話 0978-32-1111（内線695、696） ファックス 0978-33-5120

宇佐市ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp/>

電子メールアドレス：[museum04@city.usa.oita.jp](mailto:museum04@city.usa.oita.jp)



## II 参加表明書等作成要領

参加表明書等は別添（様式1～様式7）により作成すること。

### 1. 参加表明書（様式1）

- (1) 参加者名については、記名押印する。  
(印鑑については、宇佐市に登録した印又は登録予定の印とすること。)
- (2) 公的機関が発行する一級建築士事務所の登録証明書を添付すること。
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がないことが分かる書類を添付すること。

### 2. 事務所の実施体制（様式2）

- (1) 管理技術者及び各主任技術者の資格は、表1による。複数の資格を有する職員については、表1の①から優先していずれか一つの資格を記載すること。

表1 資格表

分野	資格一覧	
管理技術者	①一級建築士	
建 築	意匠	①一級建築士
	構造	①構造設計一級建築士 ②一級建築士
	積算	①建築積算士 ②一級建築士
電気設備	①設備設計一級建築士 ②技術士電気電子部門（電気設備） ③一級建築士 ④建築設備士 ⑤一級電気工事施工管理技士	
機械設備	①設備設計一級建築士 ②技術士衛生工学部門（空気調和）、（建築環境） ③一級建築士 ④建築設備士 ⑤一級管工事施工管理技士	

- (2) 事務所の組織体制は次により記載すること。
  - ① 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野を記載すること。
  - ② 複数の資格を有する職員については、表1の①から優先していずれか一つの資格の保有者として記載すること。
  - ③ 協力事務所の職員数は（ ）内書きで記載すること。  
(例) 総人数50人で2人が協力事務所の場合→50（2）人

### 3. 事務所の同種、同規模業務実績（様式3）

事務所の同種、同規模業務実績は次により記載すること。

同種、同規模とは、I 3. プロポーザル実施上の資格要件の(1)⑥に記載の資格による。

- (1) 同種業務の規模の大きいものから優先して5件記載すること。なお、実績が5件に満たない場合、残りは空欄とする。ただし、同規模以上の実績を1件以上記載すること。
- (2) 設計共同企業体としての実績は、出資比率30%以上の実績のみを記載すること。
- (3) 記載した全ての業務実績は、それを証明する資料として、業務委託契約書の写し又は確認申請書等の業務実績を証明できる資料及び延床面積等がわかる資料を別に添付すること。また、設計共同企業体としての実績を記載した場合は、協定書の写しを別に添付すること。

#### 4. 協力事務所の実績等（様式4）

協力事務所の有無に関しては、次により記載すること。

- (1) 協力事務所に協力体制を依頼する場合に記載する。（無い場合は、「無」と記載する。）ただし、複数の協力事務所がある場合は、協力事務所ごとに様式4を作成すること。
- (2) 同種業務の実績の欄には、規模の大きいものから優先して3件記載すること。なお実績が3件に満たない場合、残りは空欄とする。

#### 5. 管理技術者、主任技術者の経歴など（様式5-1）～（様式5-6）

管理技術者及び主任技術者の経歴等は次により記載すること。

- (1) 保有資格等について、設計に関しての実務経験年数を記載し、表1から保有する資格を選択（複数可）し記載すること。
- (2) 管理技術者の参加資格に係る業務実績（同種業務の実績）について、I 3（1）⑥に該当する設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わったものを1件記載すること。
- (3) 管理技術者の同種、同規模業務実績について、同種業務の大きい規模のものから優先して2件記載すること。なお、実績が2件に満たない場合、残りは空欄とする。
- (4) 管理技術者は協力事務所としての実績は記載しないこと。また、設計共同企業体としての実績は、出資比率30%以上の実績のみを記載すること。
- (5) 意匠、構造、電気設備、機械設備主任技術者については、同規模業務実績を大きい規模のものから2件記載すること。ただし、意匠の主任技術者については、同種があれば優先して記載すること。なお、実績が2件に満たない場合、残りは空欄とする。
- (6) 管理技術者並びに意匠主任技術者については、参加表明書等提出日以前3か月以上、参加者と直接的な雇用関係を有することとし、それを証明する雇用証明書を添付すること。
- (7) 構造、積算、電気設備、機械設備の各主任技術者については、直接雇用があれば、それを証明する雇用証明書を添付すること。
- (8) 記載した全ての保有資格について、それを証明する資料（登録番号及び取得年月日がわかるもの）を添付すること。
- (9) 記載した全ての業務実績は、それを証明する資料として、業務委託契約書の写し又は

確認申請書等の業務実績を証明できる資料及び延床面積等がわかる資料を別に添付すること。また、設計共同企業体としての実績を記載した場合は、協定書の写しを別に添付すること。

## 6. 業務の実施方針（様式6-1）（様式6-2）

- (1) 業務の実施方針は、次により記載すること。
  - ①宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画（平成27年3月）をもとにした本設計業務の考え方
  - ②宇佐市平和ミュージアム（仮称）施設設計・展示設計アウトライン資料-1、2をもとにした本設計業務の考え方
  - ③本設計業務を実施するために組織する体制の特徴や配慮事項
  - ④本設計業務を実施するために想定している作業スケジュール
- (2) 用紙はA3横版2枚以内とし、文字は10ポイント以上とする。ただし、図中及び表中の文字については見やすさに考慮し、10ポイント未満でも可とする。
- (3) 文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、パース（透視図）及び模型写真は使用不可とする。
- (4) 提出者を特定できる表現（具体的な会社名等）は記載しないこと。

## 7. 提出書類と提出期限

- (1) 様式は全て片面とし、提出部数は様式1～6を1部（左上1か所をホッチキス止め、下部にページを付する。）、様式7、2～6を15部（左上1か所をホッチキス止め、下部にページを付する。）、添付資料を1部とする。（A3版の用紙は、A4サイズにファイル折り（左とじ）とすること。）
- (2) 提出書類は、事務局まで持参又は郵送とする。郵送する場合は配達証明付書留便とし、受付期限までに必着とする。
- (3) 参加表明書等の受付期間は平成28年3月16日（水）から平成28年4月8日（金）まで、受付時間は午前9時から午後5時までとし休日等は除く。
- (4) 提出書類一覧
  - ① 様式1 参加表明書
  - ② 様式2 事務所の実施体制
  - ③ 様式3 事務所の同種、同規模業務実績
  - ④ 様式4 協力事務所の実績等
  - ⑤ 様式5-1 管理技術者の経歴等
  - ⑥ 様式5-2 意匠主任技術者の経歴等
  - ⑦ 様式5-3 構造主任技術者の経歴等
  - ⑧ 様式5-4 積算主任技術者の経歴等

- ⑨ 様式5-5 電気設備主任技術者の経歴等
- ⑩ 様式5-6 機械設備主任技術者の経歴等
- ⑪ 様式6-1 業務の実施方針(1)
- ⑫ 様式6-2 業務の実施方針(2)

①～⑫まで各1部

- ① 様式7 表紙
- ② 様式2 事務所の実施体制
- ③ 様式3 事務所と同種、同規模業務実績
- ④ 様式4 協力事務所の実績等
- ⑤ 様式5-1 管理技術者の経歴等
- ⑥ 様式5-2 意匠主任技術者の経歴等
- ⑦ 様式5-3 構造主任技術者の経歴等
- ⑧ 様式5-4 積算主任技術者の経歴等
- ⑨ 様式5-5 電気設備主任技術者の経歴等
- ⑩ 様式5-6 機械設備主任技術者の経歴等
- ⑪ 様式6-1 業務の実施方針(1)
- ⑫ 様式6-2 業務の実施方針(2)

①～⑫まで各15部

・ 添付資料

- ⑬ (様式1関係) 一級建築士事務所の証明書
- ⑭ 国税、都道府県税及び市区町村税の未納がないことが分かる書類(最新のもの)
- ⑮ (様式3関係) 業務実績等を証明する資料
- ⑯ (様式4関係) 雇用証明書(参加表明書等提出日以前3カ月以上)
- ⑰ (様式4関係) 保有資格を証明する資料
- ⑱ (様式4関係) 業務実績等を証明する資料

⑬～⑱で各1部

## 8. 参加表明書等に関する質問の受付及び回答(様式8)

- (1) 質問は、質問書(様式8)により電子メールで事務局へ送付すること。電子メールの送付後、事務局に電話で着信の確認をすること。電子メール以外の質問は受付けない。  
また、二次審査で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間は受付けない。
- (2) 受付期間は、平成28年4月1日(金)午後5時まで
- (3) 質問に関する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、平成28年4月5日(火)に宇佐市ホームページで公表する。
- (4) 質問回答書は、本説明書の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

(5) 質問に対しては、個別に対応しない。また、質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、一切受付けない。

## 9. 参加表明書等の評価基準

提出書類の評価項目は、次の表2による。

表2 参加表明書等の評価表

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
事務所の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。	15.0
	有資格者数	有資格者数を評価する。	
	協力事務所	協力事務所の有無を評価する。	
	同種、同規模程度の実績	実績の種類、規模、件数について評価する。	
配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	10.0
配置技術者の技術力	同種同規模業務の実績	次の順で評価する 管理技術者については、同種の業務実績を、必須とし、そのうち規模の大きいものから評価をする。 各担当分野の主任技術者については、規模の大きいものから評価する。ただし、意匠主任技術者については、同種のものであれば優先する。 (携わった立場も評価する。)	15.0
	経験年数	実務経験年数を評価する	10.0
業務実施方針	業務理解度	本業務実施に際しての、業務への理解度、実施方針、業務への取組体制、業務工程計画等についての的確性、創造性、実現性等を総合的に評価する。	50.0
	取組体制		
	業務工程		
合 計			100.0

### Ⅲ 技術提案書作成要領

#### 1. 技術提案書作成上の基本事項

- (1) 本プロポーザルは、本設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものである。具体的な設計作業は、業務契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、宇佐市が提示する資料に基づいて市と協議の上、開始することとする。
- (2) 技術提案書を提出する者には、事務局から電子メールで参加者番号を通知するので、第2次審査の提出図書には用紙右上に参加者番号を明記すること。
- (3) 提出者を特定できる表現（具体的な会社名等）は記載しないこと。

#### 2. 技術提案書（様式A）

参加者名については、記名押印する。

（印鑑については、宇佐市に登録した印とすること。）

#### 3. 技術提案書の記載事項（様式B）

技術提案書は次により記載すること。

- (1) 提案は基本的な考え方を簡潔に記載すること。
- (2) 技術提案のテーマ①から⑦までの用紙は、様式BのA 3横版横書き左綴り 3枚以内（カラー可）とする。A 4サイズにファイル折り（左とじ）とすること。
- (3) 文章の文字は10ポイント以上とすること。ただし、図中及び表中の文字については見やすさに考慮し、10ポイント未満でも可とする。
- (4) 技術提案における記載順序は、下記のア、イの順とする。

## ア 技術提案

技術提案のテーマは表3により記載すること。

表3 技術提案のテーマ

	番号	テーマの内容	
施設関係	①	基本構想・基本計画を踏まえた施設整備における基本的な考え方、必要な機能等への提案	A3 3枚 以内
	②	宇佐海軍航空隊跡を見渡せ、周辺環境と調和した景観に配慮した提案	
	③	ミュージアムを構成する諸室の配置に関する提案	
	④	子どもからお年寄りまでが利用しやすく、親しみやすいミュージアムとしての提案	
	⑤	建設費を抑えるための提案	
設備関係 (建築材料)	⑥	地中熱、太陽光など自然エネルギーの活用や地域性を考慮した環境負荷やランニングコストの低減に向けた提案	
	⑦	施設の機能性、実用性、品質を確保し、長期及び日常メンテナンス、建物の更新改修の容易な設備、材料の選定（地域企業、地域材の利用等による波及効果も考慮すること。）により維持管理費等及び長寿命化等ライフサイクルコストの削減に向けた提案	

## イ 提案額等 (A4指定様式なし)

- ⑧ 設計見積書（内訳を記載したもの）（様式は、自由）

I 6（2）に記載する委託料を超える場合は加点しない。

(5) 提案内容を表現するための写真、イラスト、平面計画等の概念図及びパース（透視図）は使用できるが、模型及び動画等の提出はプレゼンテーション時においても不可とする。

(6) 提出書類一覧（二次審査資料一式）

①様式A 技術提案書（A4）

②様式B 技術提案 施設関係①②③④⑤

技術提案 設備関係⑥⑦

（A3・3枚以内）

③指定様式なし 提案額等 ⑧（A4様式自由）

①～③紙媒体 1部 PDFデータをCDR等で提出

- ①様式C 表紙  
②様式B 技術提案 施設関係①②③④⑤  
          技術提案 設備関係⑥⑦ } (A 3・3枚以内)

①、②紙媒体15部

#### 4. 技術提案書に関する質問の受付及び回答（様式D）

- (1) 質問は、質問書（様式D）により電子メールで事務局へ送付すること。  
電子メールの送付後、事務局に電話で着信の確認をすること。電子メール以外の質問は受付けない。
- (2) 受付期間は、平成28年4月28日（木）午後5時まで。
- (3) 質問に関する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、平成28年5月10日（火）に二次審査参加者にメールで送付する。
- (4) 質問回答書は、本説明書の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。
- (5) 質問に対しては、個別に対応しない。また、質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、一切受付けない。



## 5. 技術提案書の評価基準

技術提案書等の評価基準は表4による。

**表4 技術提案書のテーマ及び評価表**

	番号	テーマの内容	配分
施設 関係	①	基本構想・基本計画を踏まえた施設整備における基本的な考え方、必要な機能等への提案	30.0
	②	宇佐海軍航空隊跡を見渡せる周辺環境と調和した景観に配慮した提案	30.0
	③	ミュージアムを構成する諸室の配置に関する提案	30.0
	④	子どもからお年寄りまでが利用しやすく、親しみやすいミュージアムとしての提案	30.0
	⑤	建設費を抑えるための提案	20.0
設備 関係	⑥	地中熱、太陽光など自然エネルギーの活用や地域性を考慮した環境負荷やランニングコストの低減に向けた提案	20.0
	⑦	施設の機能性、実用性、品質を確保し、長期及び日常メンテナンス、建物の更新改修の容易な設備、材料の選定（地域企業、地域材の利用等による波及効果も考慮すること。）により維持管理費等及び長寿命化等ライフサイクルコストの削減に向けた提案	20.0
提案 額	⑧	見積額の妥当性	20.0
合 計			200.0

#### IV プロポーザルの主なスケジュール

現段階において想定するスケジュールは次の通り。

都合により変更になる場合がある。

	項 目	期 日
一 次 審 査	募集の公告	平成28年3月16日(水)
	質問書提出期限(第1次審査)	平成28年4月1日(金)
	質問への回答(第1次審査)	平成28年4月5日(火)
	参加表明書等提出期限	平成28年4月8日(金)
	第1次審査	平成28年4月15日(金)
	第1次審査結果の通知	平成28年4月18日(月)
	(大分県入札参加資格同等の資格を有することの確認)	平成28年4月28日(木)
二 次 審 査	質問書提出期限(第2次審査)	平成28年4月28日(木)
	質問への回答(第2次審査)	平成28年5月10日(火)
	技術提案書提出期限	平成28年5月18日(水)
	第2次審査(プレゼンテーションとヒアリング)	平成28年5月27日(金)
	第2次審査結果の通知	平成28年5月30日(月)

## V 配布資料一覧

### 1. 参加表明書作成用の様式

- (1) (様式1) 参加表明書 (A4)
- (2) (様式2) 事務所の実施体制 (A4)
- (3) (様式3) 事務所の同種・同規模業務実績 (A4)
- (4) (様式4) 協力事務所の実績等 (A4)
- (5) (様式5-1) 管理技術者の経歴等 (A4)
- (6) (様式5-2) 意匠主任技術者の経歴等 (A4)
- (7) (様式5-3) 構造主任技術者の経歴等 (A4)
- (8) (様式5-4) 積算主任技術者の経歴等 (A4)
- (9) (様式5-5) 電気設備主任技術者の経歴等 (A4)
- (10) (様式5-6) 機械設備主任技術者の経歴等 (A4)
- (11) (様式6-1) 業務の実施方針(1) (A3)
- (12) (様式6-2) 業務の実施方針(2) (A3)
- (13) (様式7) 表紙 (A4)
- (14) (様式8) 質問書 (A4)

### 2. 技術提案書作成用の書式

- (1) (様式A) 技術提案書 (A4)
- (2) (様式B) テーマに対する技術提案①②③④⑤⑥⑦ (A3・3枚以内)
- (3) 提案額等 (A4指定様式なし)
- (4) (様式C) 表紙 (A4)
- (5) (様式D) 質問書 (A4)

### 3. 参考資料

- (1) 宇佐市平和ミュージアム(仮称)基本構想・基本計画
- (2) 第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書
- (3) 宇佐市平和ミュージアム(仮称)施設設計・展示設計アウトライン資料-1
- (4) 宇佐市平和ミュージアム(仮称)施設設計・展示設計アウトライン資料-2
- (5) 建設予定地敷地図
- (6) 特記仕様書